

見附市選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書き及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令第1条の規定により、選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

令和5年3月14日

見附市選挙管理委員会

委員長 岡村 勝元

登録の移替えをしない期間

令和5年3月21日から令和5年4月9日まで